# 4．基盤整備と林業機械

## ⑴　林　　道

**── 森林資源の活用基盤としての林道整備 ──**

**林道の延長及び舗装延長の推移**　（全幅員3.0m以上の自動車道）

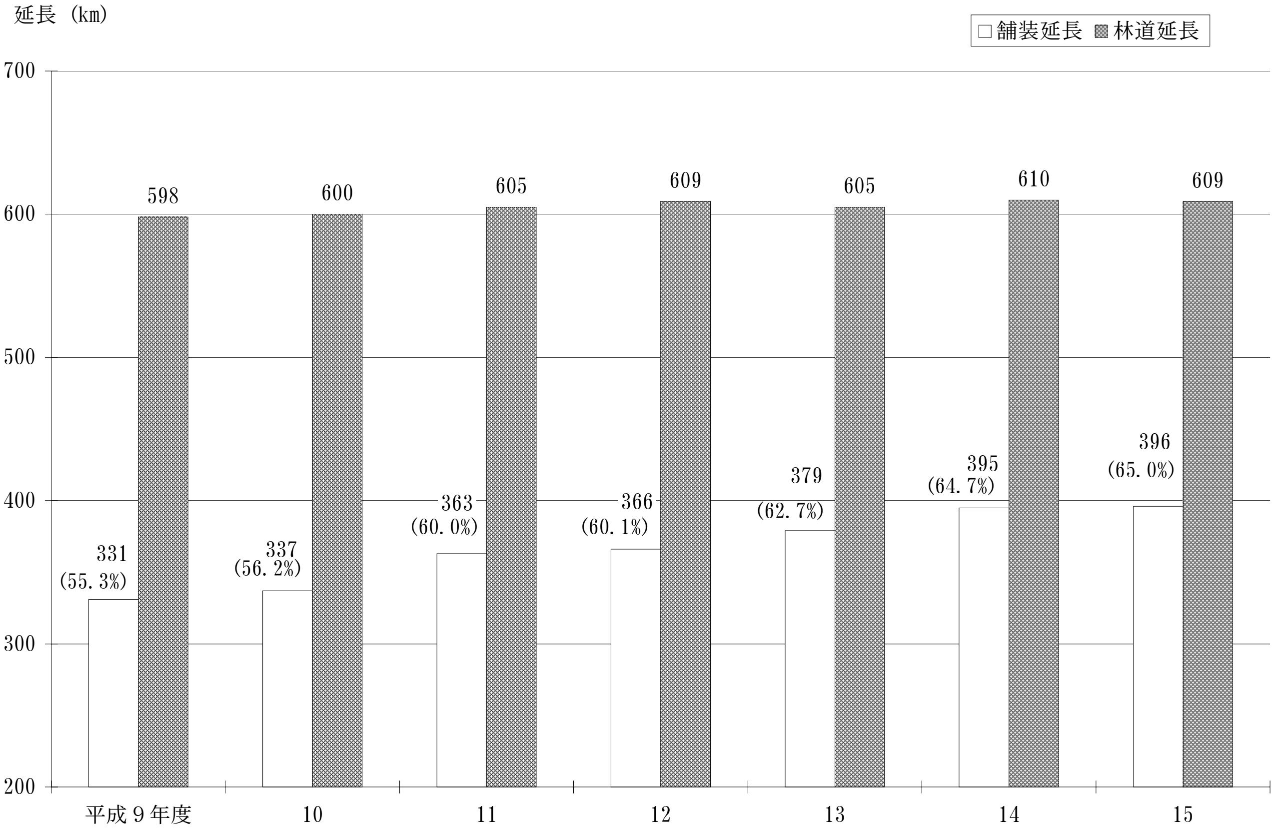


（　）内は舗装率

林道は、合理的な林業経営の展開や森林の有する多面的機能の向上を図るために必要不可欠な施設であるとともに、山村の生活環境の整備及び地域産業の振興、更に森林レクリエーション等のアクセス道路としても重要な役割を果たしている。

このため、地域森林計画に基づき、林道整備を積極的に推進しており、平成15年度は11路線、2,453mの林道を開設した。

既設林道の構造を改良し輸送力の向上と通行の安全を図るため、法面の保全、勾配や曲線の修正、安全施設の整備等の改良事業を７路線、1,079m実施した。

農山村地域の生活環境の改善及び林道維持管理費の節減を図るため、近年要望の高い既設林道の舗装事業を１路線、1,532m実施し、舗装率は65.0％となっている。

平成15年度末の林道（自動車）の総延長は609,035mであり、林道密度（森林面積１ha当たりの林道延長）は4.2m／haとなり、平成46年度の整備目標7.6m／haに対し約55％の進度となっている。

## (2) 林　業　機　械

### ── 労働生産性を高める林業機械 ──

### 主な林業機械の保有状況（平成15年度）

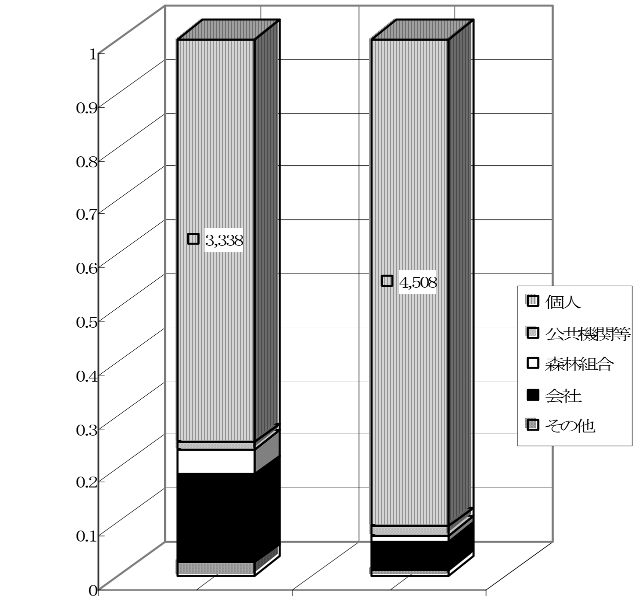


| | チェンソー | 刈払機 |
|---|---|---|
| 個人 | 3,338 | 4,508 |
| 公共機関等 | 56 | 89 |
| 森林組合 | 206 | 54 |
| 会社 | 734 | 261 |
| その他 | 105 | 51 |

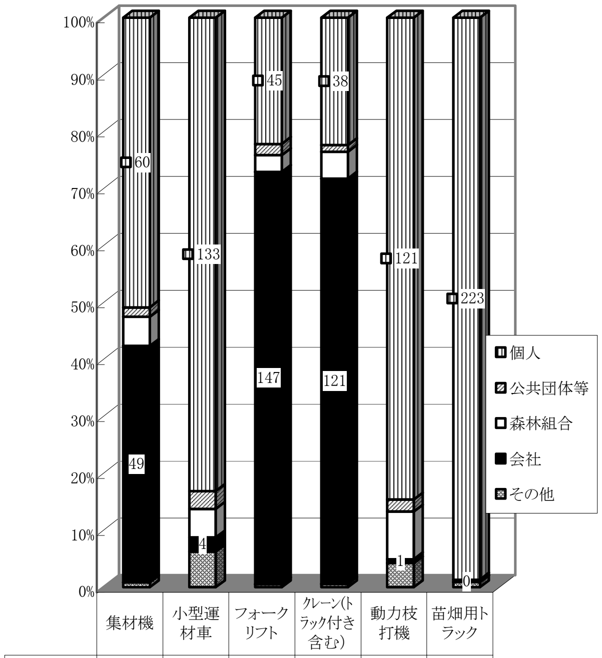


| | 集材機 | 小型運材車 | フォークリフト | クレーン(トラック付き含む) | 動力枝打機 | 苗畑用トラック |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 個人 | 60 | 133 | 45 | 38 | 121 | 223 |
| 公共団体等 | 2 | 5 | 4 | 2 | 3 | 1 |
| 森林組合 | 6 | 8 | 6 | 8 | 12 | 0 |
| 会社 | 49 | 4 | 147 | 121 | 1 | 0 |
| その他 | 1 | 10 | 1 | 1 | 6 | 2 |

林業機械は、生産性の向上、労働の軽減化を通じて林業経営の合理化・近代化に大きく寄与している。

林業機械の保有状況を見ると、刈払機は31台増加して4,963台で保有台数は最も多い。次に多いのがチェンソーで昨年より２台減少して4, 439台となっており、この２機種は林家等に一般的に普及している。木材の搬出用機械では、集材機が昨年より8台減少して118台、クレーン付トラックは、排気ガス規制の影響で一時的であると思うが昨年度より70台減少して170台、小型運材車（林内作業車）は13台減少して160台であった。また、林業従事者の高齢化に伴う高所の枝打ち作業用の自動木登り式枝打機は昨年とほぼ同じで143台であった。

林業機械の所有形態を見ると、小型の機械は個人の所有率が高く、刈払機で91％、チェンソーで75％、小型運材車では83％である。一方、大型の機械は法人の所有率が高くクレーン付トラックで71％,フォークリフトで72％となっている。